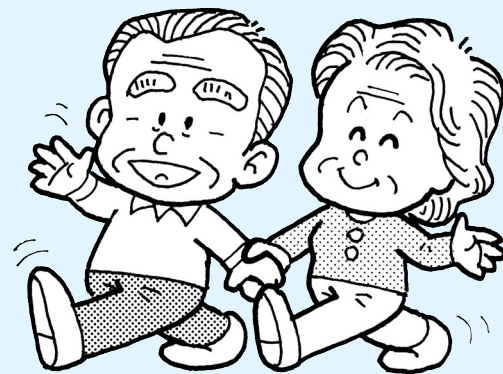


事業計画がスタート



問い合わせ…介護保険課
TEL224-5817

平成12年に介護保険制度が始まり、九年が経過しました。この間、サービス利用者は増加し、介護保険制度は高齢期を支える制度として定着してきました。しかし、今後は団塊の世代が高齢者となり、高齢化が一層進みます。こうした状況の中、市では川越市介護保険事業計画等推進委員会での協議を重ね、第三期（平成18年度から同20年度）の介護保険事業計画を継承する形で、「第四期川越市介護保険事業計画」を策定しました。

平成21年度からの介護保険料

同計画では、市が、第四期計画期間の高齢者人口・要介護認定者数の増加などから居宅サービスなどの見込み量を新たに推計し、平成21年度から同23年度の第一号被保険者（65歳以上の方）の介護保険料を決定しました（下表）。

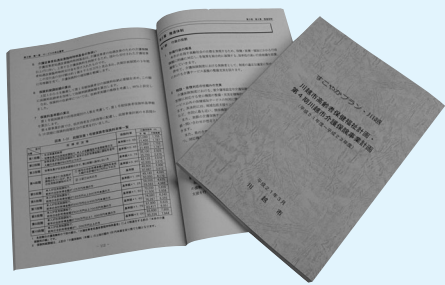
この際、所得状況に配慮して、保険料段階区分を八段階制から十段階制に変更しました。

同計画では、第三期事業計画の給付実績などを検証・精査し、新たなサービス見込量を推計していますが、特に左の(1)～(4)を考慮しました。

第4期の第1号被保険者の介護保険料

段階	所得状況等	負担割合	年間の保険料	第3期 年間の保険料	
1	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税	0.45	21,060円	20,395円	
2	・世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	0.45	21,060円	20,395円	
3	・世帯全員が住民税非課税で、第2段階に該当しない	0.75	35,100円	30,593円	
4	・住民税が課税されている人が世帯にいる場合で、本人は住民税非課税で	①前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	0.90	42,120円	40,791円 (基準額)
		②上記①以外	基準額	46,800円	
5	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満	1.05	49,140円	50,988円	
6	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満	1.25	58,500円		
7	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上400万円未満	1.50	70,200円	61,186円	
8	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上700万円未満	1.60	74,880円	65,265円	
9	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が700万円以上1,000万円未満	1.75	81,900円	71,384円	
10	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上	2.00	93,600円		

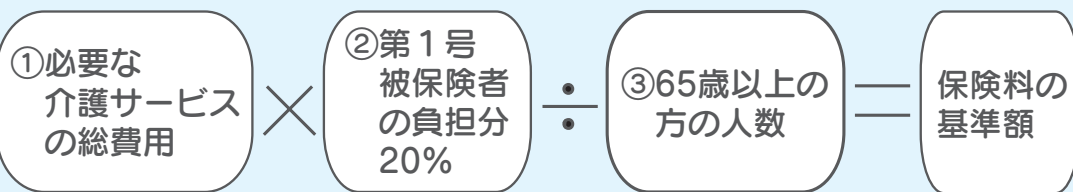
- *実際に納める年間の保険料は、100円未満を切り捨てた金額となります。
- *負担割合は、第4段階②の年間の保険料（46,800円）を基準として、それに対する割合を示したものです。
- *所得段階の区分のしかたや各所得段階の負担割合は、市町村によって異なります。



第4期川越市介護保険

平成21年度から同23年度を計画期間とする「第4期川越市介護保険事業計画」を策定。65歳以上の方の介護保険料が変わります。

基準額はこのように算出されます（イメージ図）



- (1) 高齢者数と要介護認定者数の増加
- (2) 居宅サービスの増加
- (3) 地域密着型サービスの増加
- (4) 施設サービスの増加

第一号被保険者の介護保険料（基準額）の算出手順（上図）

① 必要な介護サービスの総費用

○ 標準給付費の算出

居宅サービス費、地域密着型サービス費（介護予防を含む）、施設サービス費、高額介護サービス費などを算出。

○ 地域支援事業費の算出

介護予防事業、包括的支援事業、任意事業に要する費用を算出。

② 第一号被保険者負担割合

介護保険給付などに要する費用のうち、第一号被保険者の方が負担する割合は、20パーセントとしています。

③ 第一号被保険者数を推計

● 介護給付費等準備基金の取り扱い

同基金は、これまでの介護保険事業の介護保険給付費の残高を積み立てたものです。平成20年度末で約七億六千五百万円と見込まれます。今回、介護保険料の算定では、四億六千五百万円を取り崩し、保険料の上昇を軽減しています。なお、積立金残額で見込まれる約三億円については、突発的な給付の増加に備える

財源とします。

● 介護従事者処遇改善臨時特例基金の取り扱い

介護従事者の処遇改善のために行う介護報酬の引き上げに伴い、介護保険料の上昇を抑制するため、国の交付金を受け入れた基金です。交付金額は、約一億八千五百万円で、第四期介護保険事業計画の三年間、均等に充当し、介護保険料の上昇を軽減します。

* 平成21年度の介護保険料は、昨年の収入状況などをもとに決定し、7月に通知書を発送します。



介護保険課では、介護保険制度や利用方法について知りたいという団体を対象に、自治会館や公民館などで出前説明会を行っています。ご希望の団体は、ご相談ください。

～ひとくち情報～ ミニ・インフォメーション ～ひとくち情報～

● 歯ッピーフェスティバル2009 健康づくり支援課・TEL229-4121

6月7日(日)、正午～午後3時、総合保健センター。駐車場が狭いので、公共交通機関などをご利用ください。

● 認定調査の項目・方法が変更になりました 介護保険課・TEL224-5817

認定調査項目が、82項目から74項目に変更になりました。調査方法は、聞き取り中心の調査から、実際に本人に試行してもらい、評価する内容のものが増えています。調査時間が長くなることもありますので、ご協力をお願いします。

● 川越シャトル停留所の名称変更のお知らせ 都市交通政策課・TEL224-5519

5月16日(土)から21・22系統の「川越福祉センター入口」が「南公民館入口」へ変更になります。なお、時刻等の変更はありません。西武バスの同停留所も同様に変更となります。